

うかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

2026年度版 訂正情報 (2026年7月2日掲載版)

うかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。この PDF ファイルは、2026 年度版のうかる！社労士 テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の訂正情報を掲載したものです。

該当箇所を訂正していただけますようお願い申し上げます。

注意 こちらのファイルは、法改正に係る修正等の情報を掲載したものではありません。法改正に係る情報につきましては、法改正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

1. テキスト&問題集

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
P166 側注（右側の小文字のところ） 下のポイント	～、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が～	～、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が～	法改正に係る修正
P171 本文 [5] 7行目	～、労働者の労働災害を～	～、労働災害を～	法改正に係る修正モレ
P173 本文 [2] (1) 項目名	都道府県労働局長等の製造時等検査	製造時等検査	法改正に係る削除
P173 側注 PLUS * 1			
P189 本文 [6] (2)① 図中	定期健康診断結果報告書	報告	法改正に係る修正モレ
P304 問題 22 解説 E 肢 1 行目	正しい	誤 り	誤記載の修正
P343 側注 POINT * 5	受給期間延長措置	90 日以上受給期間延長措置	記載内容の見直し
P386 側注 PLUS* 2 10 行目	教育訓練休暇給付金の支援	教育訓練休暇給付金の支給	文言の修正
P387 側注 PLUS* 5 10 行目			
P388 側注 PLUS * 1 7 行目	～出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をしな	～出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業及び教育訓練休暇給	法改正に係る修正モレ

	った月に限ります。	付金の支給を受けることができる休暇の取得をしなかった月に限ります。	
P659 本文 ⑤ 1 1 (1) 2 行目	～介護納付金並びに健康保険組合においては、～	介護納付金、流 行初期医療確保 拠出金等並びに 子ども・子育て 支援納付金並び に健康保険組合 においては、～	法改正に係る 修正モレ
P765 本文 ① 1 1 行目	～次の①～④ のいずれかに～	～次の①～③の いずれかに～	法改正に係る 修正モレ
P789 1 行目	法定免除関係	法定免除	文言の修正
P898 下の表中の④の項	老齢厚生年金の 受給権者又は老 齢厚生年金の受 給資格期間を満 たしている者が 死亡したとき	保険料納付済期 間と保険料免除 期間を合算した 期間が 25 年以 上である者が、 死亡したとき	法改正に係る 修正モレ
P944 問題 42 3 2 行目	56 万円	59 万円	法改正に係る 修正
P955 問題 42 解説 D 肢	$[(56 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}) - 62 \text{ 万円}] \times 2 \text{ 分の } 1 = 2 \text{ 万円}$	$[(59 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円}) - 65 \text{ 万円}] \times 2 \text{ 分の } 1 = 2 \text{ 万円}$	法改正に係る 修正
P966 ⑨審査請求 図中	資格確認書の 交付の求めに 対する処分を 含みます	資格確認書の交 付又は提供の 求めに対する処 分を含みます	法改正に係る 修正モレ

P986 側注 PLUS* 1	資格確認書の 交付の求めに 対する処分を 含みます	資格確認書の交 付又は提供の求 めに対する処分 を含みます	法改正に係る 修正モレ
P1067 9行目	遺族基礎年金 の受給権を～	D 遺族基礎年 金の受給権を～	文言の修正
P1067 12行目	D	E	文言の修正

2. トミーの社労士合格ゼミ

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
Vol.1 P256 2 (1) の POINT	～、その労働者 及び関係請負 人の労働者の 作業が～	～、その労働者 である作業従 事者（当該労働 者である作業 従事者のほか、 労働者以外の 当該事業者に 係る作業従事 者がある場合 には、当該者を 含む。）及び関 係請負人に係 る作業従事者 の作業が～	法改正に係る 修正
Vol.1 P263 4 3行目	～作業従事者 が同一の～	～作業従事者 の作業が同一 の～	法改正に係る 修正モレ
Vol.1 P264 6 6行目	～、労働者の労 働災害を～	～、労働災害を ～	法改正に係る 修正モレ
Vol.1 P306 (2) ① 図中	定期健康診断 結果報告書を 遅滞なく提出	遅滞なく報告	
Vol.1 P320 上から2行目	「改正」を削除		
Vol.2 P186 4 表中 右列	懲役	拘禁刑	法改正に係る 修正モレ
Vol.2 P212 4 PLUS 2行目	育児休業給付	育児休業等給 付	法改正に係る 修正モレ

Vol.2 P233 中段の吹き出し	前出の～	④は、前出の～	文頭に「④は、」を追加
Vol.2 P245 POINT 2つ目	受給期間延長措置	90 日以上の受給期間延長措置	記載内容の見直し
Vol.2 P324 PLUS 3つ目	教育訓練休暇給付金の支援	教育訓練休暇給付金の支給	文言の修正
Vol.2 P327 PLUS 2つ目			
Vol.3 P127 (4) 2行目	同一労働同一賃	同一労働同一賃金	文言の修正
Vol.3 P177 1 項目名	同一労働同一賃	同一労働同一賃金	文言の修正
Vol.4 P154 1 行目	目的 (法1条)	社会保険労務士の使命 (法1条)	法改正に係る修正モレ
Vol.4 P159 最後の行	(前期高齢者納付金等＋後期高齢者支援金等)	(前期高齢者納付金等＋後期高齢者支援金等＋流行初期医療確保拠出金等)	法改正に係る修正モレ
Vol.4 P189 PLUS 5行目	◆実質賃金変動率 3 年度前の実質賃金変動率	◆実質賃金変動率 3 年度前の実質賃金変動率	文言の修正 (「3」の前にスペース追加)
Vol.4 P199 下の PLUS 1 行目～2 行目	認定対象者の年間収入が 130 万円未満 (厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は 180 万円未満) であって、	認定対象者の年間収入が 130 万円未満 (所定の要件に該当した場合は、150 万円又は 180 万円未満) であって、	改正に係る修正モレ
Vol.5 P128 表中の④の項	老齢厚生年金の受給権者又	保険料納付済期間と保険料	法改正に係る修正モレ

	は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したとき	免除期間を合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき	
Vol.5 P195 [9] 審査請求 図中	資格確認書の交付の求めに対する処分を含みます	資格確認書の交付又は提供の求めに対する処分を含みます	法改正に係る修正モレ
Vol.5 P233 2つ目の POINT	①の処分には、被保険者証の交付の請求・返還に関する処分を含みます	①の処分には、資格確認書の交付又は提供の求めに対する処分を含みます	法改正に係る修正モレ

以下、白紙。